

京橋西ほか花壇管理業務委託仕様書

この仕様書は、公園緑地・街路樹等管理業務仕様書によるほか、以下とする。

- 1 業務名 京橋西ほか花壇管理業務委託
- 2 業務の目的 当花壇に四季折々の草花を植栽し、潤いある都市環境を提供するもの。
- 3 履行場所 岡山市北区京橋町地内ほか（別紙位置図のとおり）
- 4 履行期限 令和9年3月31日まで
- 5 業務の内容 別冊設計図書(委託数量総括表)及び本仕様書のとおり。
- 6 業務責任者及び技術者 受託者は、契約締結後速やかに業務責任者及び技術者を選び、届け出をおこなうこと。業務責任者、配置技術者に変更があった場合には速やかに届け出ること。
業務委託契約書(閲覧)による。ただし、下記の事項のとおり補足する。
契約保証人 契約者と同等以上の資格能力を有する保証人1名
- 7 その他
 - 1) 受託者は、作業着手前に計画工程表を、作業完了後に実施工程表を提出するものとする。
 - 2) 受託者は、所定の報告書、記録写真を、9月末に第1回目を、3月末に第2回目(最終)を提出すること。なお、写真管理にあたっては、日時、場所、作業名等記入のうえ撮影すること。
 - 3) 草花苗は育成状態が良好なものを植栽すること(病虫害に犯されているもの、育成不良苗は除外し、健全苗に代えること)。また、その他の材料(肥料等)も良質なものを使用すること。
 - 4) 受託者は、定期的な巡視を行い、管理に支障のないように努めること。
 - 5) 受託者は管理作業にあたり必要な道路使用許可、消防署等、必要な官公署への届け出を行うこと。
 - 6) 地拵えにあたっては、古株、雑草等を根ごと掘り起こし、床土を耕運機やスコップ等で20～30cm耕起してよく反転すること。その時、大きな石やゴミ等は取り除くこと。
 - 7) 植付けにあたっては、利用者の少ない時期、時間を選定し速やかに植付けること。また、苗が健全に育つように、根の張り具合等(苗の育成状態)を考慮して適切な植え方をするように配慮すること。植付けが完了したら全体の灌水を行い、その際、葉に土はねによる汚れがないように十分配慮すること。灌水後、苗が浮き出るなど、植え方が不十分なものは必ず植え直しを行うこと。
 - 8) 植付け時期については、以下を標準とし、植付け日を事前に連絡すること。

夏花壇	5月上旬から6月中旬
秋花壇	9月上旬から9月下旬
冬花壇	11月下旬から12月上旬
春花壇	2月下旬から3月上旬

9)施肥については、設計図書に従って実施すること。

10)灌水については、土壌、植付け密度、気象条件、草花の種類等により灌水量が異なるため、草花の生育状況をよく観察し適切に実施すること。

11)補植については植付け後、いたずら、生育不良等で欠落した場合速やかに行うこと。

12)巡回管理については、草花の健全な生育および対象地の美観を保つために定期的に巡回し、除草、花殻摘み、枯葉やゴミ清掃、植え直し等の管理を行うこと。

13)変更後請負代金額の算出

変更後請負代金額に変更があった場合の変更後請負代金額の算出は、次の式による

変更後請負代金額＝

$$\left[\begin{array}{l} \text{変更後設計金額} \\ \text{(税抜)} \times \frac{\text{当初請負代金額(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}} \end{array} \right] \times 1.10$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる